

議案第22号

取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例について

取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成3年条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

都市計画法が改正され、同法に定める用途地域として田園住居地域の区分が新たに設けられたことを踏まえ、中高層建築物の定義に田園住居地域を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

取手市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中高層建築物 高さが10メートルを超える建築物(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる<u>第一種低層住居専用地域</u>、<u>第二種低層住居専用地域</u>及び<u>田園住居地域</u>にあつては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物)をいう。</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中高層建築物 高さが10メートルを超える建築物(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び<u>第二種低層住居専用地域</u>にあつては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物)をいう。</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。